

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）レビュー調査
最終報告書（案）に対する助言委員会からのコメントへの回答

No	コメント	ご回答
	小椋委員	
1.	<p>1. 定量評価について</p> <p>日本(JICA)では、環境影響にかかる定量評価（EIRR、FIRR）を求めているとされ、また、同定量評価は、実績を積みながら検討を進める必要があるとされる中で、次の検討課題があると思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業セクター（道路、港湾、発電所など）毎の便益について <p>事業セクター毎の便益と算定する事業期間を定める（固定する）必要があるのではないかと。例えば、イルティシュ川橋梁建設事業（カザフスタン）では、時間短縮便益を持って EIRR を算定しているとの記載が、モニタリングレポートにあるが、他の便益についても検討する必要があるのではないかと（例：交通事故減少便益、走行費用減少便益、温室効果ガス減少便益）。また、向こう XX 年間に渡って事業効果を計るといった事業期間についても検討する必要があるのではないかと。</p> <p>（参考：我が国の国土交通省所管の道路整備事業では、事前評価として、B/C で費用便益分析を行うことになっており、その便益は、事業期間 50 年間の時間短縮便益、交通事故減少便益、走行費用減少便益の 3 つの便益を割引率 4 % で現在価値に換算し、費用（事業</p>	<p>IRR 算出は、事業の効率性を経済面・財務面から分析する際の参考値の一つなので、環境レビューではなく、事業主管部が事業全体の審査時に確認しております。</p> <p>事業セクター毎の便益については、セクター毎に想定される便益を可能な限り網羅の上算入することとしています。主要セクター毎に想定される便益を踏まえ当該プロジェクト固有の状況をも勘案、算入便益がセットされ、プロジェクト・ライフの期間にわたり測定されます。例えば左記例として挙げられている橋梁（道路）セクターについては、事故減少、走行費用減少、温室効果ガスなども便益として算入対象となっています。</p> <p>IRR 算定対象となる期間＝事業効果を計る期間は、「プロジェクト・ライフ」として実施前の段階で定められます。具体的には事業開始時を起点とし、プロジェクトによって建設される構造物の建設期間及び物理的耐用年数を基準とするものであるが、セクター毎の標準期間をベースに、各プロジェクト固有の要素をも勘案の上定められます。</p>

	費（施工費、用地取得費）と比較（B/C）することで定量的に評価されている。B/C>1.0を事業採択の条件としている。）	
2.	・ EIRR,FIRR の良否を判断するハードルレートの設定について 事前に EIRR,FIRR を算出するにおいて、採択するハードルレートを決める必要があるのではないか。（例えば、JICA の資金調達コストをハードルレートにするといった基準が考えられる。ちなみに、海外 PPP 事業の IRR は、事業対象国の国債（10年物）レートにリスクプレミアムを加えたレートをハードルレートとして採用している。）	実務上、EIRR の基準値については、世界銀行、ADB の経済分析ガイドラインにおいて基準として示されている 10～12%を、FIRR の基準値についてはは資本の機会費用との比較で判断されるべきであることから、プロジェクト対象国における国債等の利率を参考としています。一方、当該事業の経済的・財務的側面の確認において、現実的に分析に取り入れられていない側面や広く社会・経済面へのインパクトが存在するという点にも留意する必要があることから、JICA では従来より、円借款事業においては定量的効果を計る参考値の一つとして IRR を用いています。
3.	2. RAP のモニタリングの公表について RAP のモニタリング結果は、相手国の意向に関わらず、GL 上は、公表を原則とすべきではないか（移転した被影響住民を捕捉できるかどうかの問題はあるが）。	RAP のモニタリング結果の公表については、論点案に「モニタリング結果の公開義務の要否」として含めております。GL 改定の方向性に関するご意見については、今後の包括的検討で議論させていただきます。 また、JICA は環境レビュー段階等の機会に、GL に基づき相手国等に対してモニタリング結果の公開を継続的に求めています。その結果、GL 施行後、公開合意が得られた案件は増加の傾向が見られており、円借款事業でモニタリング結果の公開を合意している案件は、2010年度に借款契約が締結された案件のうち、環境モニタリングを必要とする計 36 案件中 4 件、社会モニタリングを必要とする計 15 案件中 4 件のみでしたが、2017 年度には、環境モニタリングを必要とする計 38 案件中 20 件、社会モニタリングを必要とする計 14 案件中 12 件となっています。また、公開合意が得られた案件については、レビュー調査結果として示しましたように、ほぼ全ての案件で公開されているこ

		<p>とを確認しています。今後も GL に基づき相手国等から公開合意が得られるよう働きかけを行いつつ、モニタリング結果の公開を進めて参ります。</p>
田辺委員		
4.	<p>1. 環境 GL レビュー調査における最終報告書案②の 5 ページの論点に、「環境社会配慮文書の翻訳版の公開の可否」を含めること。</p>	<p>主要な環境社会配慮文書が日本語や英語以外の言語で作成されていた場合、翻訳版が作成されることがあります。レビュー調査対象案件について、相手国の了解の下 EIA, RAP の翻訳版が公開されている・公開予定であり、翻訳版が公開されない案件はありませんでした。すなわち、レビュー調査対象案件において、現行 GL の規定の下で、主要な文書の翻訳版の公開は行われています。ただし、相手国等が翻訳した版について了解を得ずに公開することは、相手国等との関係上難しく、相手国等の了解を得る必要があると考えています。</p> <p>また、世銀、ADB, IFC の政策等において、環境社会配慮文書の翻訳版の公開を定めているものは確認されておりません。</p> <p>(以下、2019 年 9 月 11 日追記) 欧州復興開発銀行 (EBRD) では、Public Information Policy (2014) para 3.4.1 において、「カテゴリ A プロジェクトについては ESIA を EBRD ウェブサイト等で公開する。ESIA は現地語で公開されるものとするが、適切である場合にはその一部または全てを他の言語で公開してもよい。」との規定があり、プロジェクト実施国の言語と英語の両方で ESIA が公開されている事例があることを確認しました。一方、欧州投資銀行 (EIB) の政策には、環境社会配慮文書の翻訳版に関する規定は確認されませんでした。現地語と英語の両方で作成された文書を公開している事例があることを確認しました。</p>

5.	<p>2. 環境 GL レビュー調査における最終報告書案③のコメント番号 26 への JICA 回答について、ADB 案件のモニタリングレポート公開状況がいずれも 5 割程度と低い実施率になっているが、これらは、セーフガード政策で公開が要件となる前に承諾された案件や公開の時期に達していない新たな案件も含まれる理解でよいか？公開が要件となっている案件で ADB がモニタリングレポートを受領しているにもかかわらず公開されていない案件はあるのか？低い実施率の背景について、ADB に確認したほうが良いのではないか？</p>	<p>ご指摘を踏まえ、インド、バングラデシュ、ミャンマー、フィリピンの ADB 案件について再調査したところ、インド (58.4%)、バングラデシュ (76.1%)、ミャンマー (60%)、フィリピン(54.5%) でした。再調査した案件は全て現行のセーフガード政策適用ですが、一部、最近承諾されまだ公開のタイミングに達していない新しい案件も含まれている可能性があります。</p> <p>また、ADB によれば、公開が要件となっておりローンやグラント契約が発効している案件であっても、モニタリングレポートがまだ公開されていない案件が存在するとのことでした。その理由として、実施機関側からのモニタリングレポート等の提出の遅延、提出されたレポート等の情報不足等が挙げられるとのことでした。</p>
6.	<p>3. 環境 GL レビュー調査における最終報告書案③のコメント番号 41 への JICA 回答について、その後、個別の対話にて、SAF のうち、SAPROF については協力準備調査<補完型>として、すでに助言委員会での検討も行われ、完成後は公開しているとの説明を受けた。また、SAPI と SAPS は現在活用されていないとの説明を受けた。であれば、「ガイドラインを適用しない整理」との回答は事実と異なるのではないのか？</p>	<p>ご指摘の SAPROF は協力準備調査の一環として実施されており、最終報告書案③のコメント番号 41 への回答の通りガイドラインが適用されますが、スキームとしては SAF の一部ではありません。SAF は SAPI (案件実施支援調査) と SAPS (援助効果促進調査) のみから成りますが、現在活用されていないとの説明は誤りでした。お詫びして訂正します。SAF が JICA ガイドラインを適用しない整理としている旨は最終報告書案③の 41 番に記載のとおりです。</p>
7.	<p>4. 環境 GL レビュー調査における最終報告書案③のコメント番号 42 への JICA 回答について、EIA 及び RAP の翻訳版の公開の了承が得られない国はどこか？</p>	<p>今次レビュー調査対象案件のうち、カテゴリ A 案件について、EIA または RAP の翻訳版が公開されていない国はチュニジア、エルサルバドル、ベトナム、カメルーンですが、これまで実施機関の了解を示す公式の文書がなかったため、公開を控えていましたが、再度確認したところ、公開は可能であるとの回答を得ました。</p>
林委員		

8.	<p>環境GLレビュー調査における最終報告書案②の表の左に記載されている論点の部分について、報告書本体にまとめた記載がないように思います。報告書本体にまとめて論点をわかりやすく追記していただくとよいと思います。その際、GLの改定を伴う大きな論点と、GLの追記や修正等に対応できる論点をもし分けられるようであれば分けられるとよいと思います。なお、大小については主観が関係するものなので、難しければこの点については結構です。</p>	<p>環境社会配慮ガイドラインレビュー調査最終報告書案②(別添1)は、最終報告書(案)の別添資料であり、今後、助言委員会コメントやパブリックコメントを踏まえて最終報告書の一部として添付される予定です。このため論点(案)も報告書の一部として捉えていただければ幸いです。また、レビュー調査の目的は報告書第1章に記載のとおり、GL改定に係る包括的な検討に向けて、改定の議論のポイントとなるべき論点(案)を整理・分析することであり、各論点におけるGL改定の必要性を示すことは想定しておりません。</p>
9.	<p>P2-30に環境社会配慮上の好事例が紹介されていますが、もう少しよい事例はないのでしょうか?また、好事例の判断基準を記載していただくとよいと思います。</p>	<p>ご指摘の箇所については、環境社会配慮助言委員会における議論で、環境社会配慮における充実した取り組み、今後の事業に参考とできる事例として評価いただいた案件について掲載しております。</p>
<p>谷本委員</p>		
10.	<p>1. 1-13p 表1-3 実施した現地調査 現地調査対象として選定した理由を簡潔に記載してはいかがでしょうか。</p>	<p>レビュー調査では以下の基準に沿って現地調査対象案件を選定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 大規模な住民移転が生じる案件 ② 保護区又はその近隣等で実施する案件 ③ ステークホルダーから指摘があった案件 ④ 土木工事中、又は完工済の案件 ⑤ 海外投融資案件 ⑥ 協調融資案件 <p>以上、及び現地調査対象案件の選定理由(該当基準)を最終報告書(案)1章(1.3 調査対象)に追記しました。</p>
11.	<p>2. 2-7p 2.2.3 III (1) “金融仲介者等”の意味が不明です。注釈を脚注に入れてはいかがでしょうか。</p>	<p>2章脚注1に世銀ESS9が適用される金融仲介者の定義を以下のとおり追記しました。</p>

		世銀 ESS9 が適用される金融仲介者 (Financial Intermediaries: FI) とは、国レベル、地域レベルの開発銀行も含み、政府または民間の財務サービスを提供する機関であり、産業セクター間の様々な経済活動への資金を仲介する。
12.	3. 2-10p “道路・メトロなど”のメトロは鉄道(2-13p)に統一すべきでしょう。	鉄道に統一し、2章(p2-10等)を修正しました。ただし、先方政府と合意した案件名にメトロが含まれる場合は修正せずに記載しています。
13.	4. 目次 2.2.4 および 2-12p 2.2.4 別紙1-別紙6というタイトル別紙1-別紙6に書かれていることを一言でタイトルとして示してはいかがですか。	2章 2.2.4 のタイトルに「相手国に求められる環境社会配慮」と追記しました。
14.	5. 2-17p (7) “日本の「基本事項」”に意味するところが不明です。正確な表現にしてください。	「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」に修正しました。(2章 2.2.4 (7))
15.	6. 結論部分を加える この調査で明らかになった事柄、ガイドライン改定に向けての課題などを結論としてまとめることが必要ではありませんか。	レビュー調査の目的は1章に記載のとおり、GL改定に係る包括的な検討に向けて、改定の議論のポイントとなるべき論点(案)を整理・分析することです。論点(案)は、助言委員会やパブリックコメントの結果を踏まえて、調査の成果(結論)として、最終報告書の一部として添付されます。
掛川委員		
16.	* 1.1. (page 1-2) パリ協定： 現状文：「。とを指すとともに、2010年までに80%。」 修正：「2050年までに80%」	3章 3.1.4(2)を「2050年までに80%」に修正しました。

17.	<p>* パリ協定 論点に関する部分</p> <p>国際協力については、「ビジネス主導の国際展開、国際協力」が明記されているところ、</p> <p>(1) JICA のプロジェクトとしても、「脱炭素技術」を推進するアプローチや、案件に協力していくこと、</p> <p>(2) 「ビジネス主導の国際展開」と、JICA 案件が調和、あるいは相乗効果をだす形で進めて行くこと、を盛り込んでいくことが重要と思います。</p>	<p>事業の実施に際し、ご指摘の点に留意致します。</p>
18.	<p>* 1.7 (page 2)</p> <p>GCF からの受託事業について、JICA のガイドラインと差異がないのであれば、GCF のセーフガードを、そのまま活用しても良いかと思えます。2度、セーフガードのプロセスを踏むのでは、実施者の負担になるのではと懸念します。</p>	<p>GCF の環境社会配慮に関する定めと JICA ガイドラインとの差異の分析を含め対応の検討を進めています。提案頂いた点についても考慮のうえ、検討を進めてまいります。</p>
19.	<p>* 1.7.4 (3 ページ)</p> <p>コモンアプローチ：JICA の GL と合致する、満たすことが確認されるという条件をベースに、コモンアプローチを導入しても良いと考えます。プロセスの重複は、なるべく避けるべきと思えます。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」に基づき、今後の包括的検討で議論させていただきます。</p>
20.	<p>* 2.1 (モニタリング) (5 ページ)</p> <p>モニタリングの公開状況については、JICA 側の努力は理解しますが、いまだ不十分と思えます。</p> <p>実施において、透明性の確保や情報の共有が大事であるところ、モニタリング結果の情報公開は、必須にすべきと思えます。(当然ながら、生命尊厳や人権保護等の観点から、除外する部分や例外案件はあっても仕方ないと思えますが。)</p> <p>世銀等が、義務にしていなくても、日本として、先に進めるということはあるかと思えます。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「モニタリング結果の公開義務の要否」に基づき今後の包括的検討で議論させていただきます。</p> <p>また、モニタリング結果公開の促進については、3 番の回答のとおりです。</p>

21.	<p>* 2.2 : カテゴリー分類</p> <p>世銀は、「リスク」管理を重視して、カテゴリーを変えたと察します。ただ、“high”、“substantial”の違いは、あまり明瞭ではないと思います（数値で出せる場合は良いですが）。どちらかと言えば、これまでの A,B, C の方が馴染みがあるという印象です。</p> <p>他方、「実施機関が持つ環境社会リスク影響を管理する能力」については、JICA としても、確認していくべき重要な項目と思いますし、同能力が「低い」となった場合の対応策（例えば、プロジェクトをやらせない、キャパの構築を支援し、構築できたと確認できるまでやらない等）も、入れ込むべきではないかと思います。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「世銀の ESF のうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policy で規定されたカテゴリー分類（High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk）の参照の要否」に基づき今後の包括的検討で議論させていただきます。なお、実施機関が持つ環境社会リスク影響を管理する能力は、環境レビューや案件監理を通じて確認を行い、必要に応じて、施工監理コンサルタントの TOR に能力強化支援を含めています。</p>
22.	<p>* 2.6.3（8 ページ）</p> <p>世銀 ESS との乖離がないように留意すべきと思います。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの要否」に基づき今後の包括的検討で議論させていただきます。</p>
23.	<p>* 2.6.4</p> <p>ESIA, ESCP の作成に合わせる事が妥当と思いますが、この作成を求めていくのであれば、その計画の実施結果、モニタリング結果の情報公開が、一層重要となりますので、そこはパッケージとするべきと思います。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「世銀 ESS1 環境社会影響評価報告書の作成、環境社会履行計画に関する参照の要否」に基づき今後の包括的検討で議論させていただきます。</p>
24.	<p>* 16、17 ページ</p> <p>事業による GHG 排出量の推計は、一層、進められるべきですし、排出量削減のための代替案（代替プロジェクト、代替技術等を含む）の検討についても、明記すべきと思います。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「事業による温室効果ガス（GHG）排出量の推計」、「技術的・財政的に実現可能で費用対効果のある GHG 排出量削減のための代替案の分析」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
25.	<p>* 3.4（17 ページ）</p> <p>パリ協定の 2 度目標への貢献をセーフガードで定めている他ドナーは、なかったとのことであるが、その場合、上記の GHG 排出量の推計や、代替案の検討の際、適切に検討していくことが必要と考えま</p>	<p>GHG 排出量の推計、代替案の検討については、上記 24 番の回答のとおりです。また、パリ協定については、論点「持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定といった国際潮流への対応」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>

	す。 また、理念や基本方針で、パリ協定のことを踏まえているので、2度目標に、しっかりと貢献するという意味で、セーフガード内でも、明記することを検討しても良いのではと思います。	
源氏田委員		
26.	1. 環境社会配慮ガイドラインレビュー調査最終報告書案(①-1)について (1) p.2-31 表 2-18 JICA へ異議申し立てが申請された案件の概要 受付日、案件 No、国名・案件名、現在の状況に加えて、各案件について、異議申し立て内容の概略も記載していただけますでしょうか(異議申し立ての内容が分からないため)。	異議申立内容については以下のホームページをご参照ください。異議申立審査役による報告書等もあわせて掲載しております。 https://www.jica.go.jp/environment/objection.html
27.	2. JICA 環境社会配慮ガイドライン改定に向けた論点(案)(②)について p.7 「全 100 件中、69 件において、環境レビュー段階で EIA/RAP にかかるステークホルダー協議を実施していることが確認された」とありますが、スコーピング段階でステークホルダー協議を実施している件数も分かれば、追記していただけますでしょうか(できるだけ早い段階でのステークホルダー協議が望ましいが、その実施状況を把握するため)。	カテゴリ A については、協力準備調査を実施せずに実施機関が EIA を作成していた 3 件(No.5, 17, 22)を除く全件(36 件)でスコーピング段階でのステークホルダー協議を実施していることが確認できました。また、カテゴリ B については、ステークホルダー協議が必要と判断され実施した 32 件中 11 件でスコーピング段階での実施が確認されました。
織田委員		
28.	I 基本的事項 1.7 対象とする協力事業 4. 現行 GL 施行後の業務環境の変化(・・・)の整理 【協調融資】	GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「協調融資案件におけるコモンアプローチの導入適否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。

	<p>論点：協調融資案件におけるコモンアプローチの導入の適否</p> <p>世界銀行や ADB 以外の、例えば AIIB（アジアインフラ投資銀行）などの新規の国際金融機関との協調融資が行われるまたは増える可能性があり、それらでは環境社会配慮の質が十分に確実に担保されていないこともありうることから、コモンアプローチの導入は重要と考えます。</p>	
29.	<p>II 環境社会配慮のプロセス</p> <p>(p.5) 2.1 情報公開</p> <p>1. JICA による情報公開</p> <p>論点：EIA 報告書の公開のステータス、時期、期間</p> <p>現行 GL における EIA 公開と環境レビューを通じてのコメントが困難という問題に対処するため、環境許認可取得前に公開するという他の機関の方法に変更すべきと考えます。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「環境レビュー前の公開対象の EIA 報告書のステータス（ドラフトもしくは承認版）」「環境レビュー前の環境許認可証明書の公開の要否」「EIA 報告書の公開期間」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
30.	<p>同上</p> <p>論点：モニタリング結果の公開義務</p> <p>原則公開とし、「相手国等で一般に公開されている範囲で」としない。ただし、相手国等が非公開を望む場合の交渉の可能性を排除しない。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「モニタリング結果の公開義務の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p> <p>また、モニタリング結果公開の促進については、3 番の回答のとおりです。</p>
31.	<p>(p.7) 2.5 社会環境と人権への配慮</p> <p>2. 社会的弱者に対する人権配慮の有無内容確認</p> <p>論点：人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否</p> <p>人権に配慮の基準としては現行 GL の「国際人権規約をはじめとする国際的に確立した人権基準」は、世銀の世界人権宣言より具体的なので、現行 GL の方が良いと思います。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。なお、現行 GL 別紙 1 では、社会的弱者に女性が含まれています。</p>

	<p>配慮対象には必ず女性を入れるべきと思います。経済的、社会的、政治的分野のジェンダー格差が大きい現状では、社会的に脆弱なグループと言えるからです。また、ジェンダーに基づく暴力への対処としても人権を基準にすべきと思います。</p>	
32.	<p>(p.8) 2.6 参照する法令と基準 3. 世銀のセーフガード政策から ESF への変更点の整理 論点：相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの要否 乖離がないことは必要と考えます。特に、ESS 2、4 は、ジェンダー平等および女性のエンパワーメントの観点から非常に重要だと思えます。 この点に関しては(p.21)の 論点：世銀 ESS 4・・・域外労働者の流入、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加 も必要と考えます。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの要否」「世銀 ESS 4 緊急事態対応、有害廃棄物、域外労働者の流入、保安員リスク、事業の影響を受ける可能性のあるコミュニティ安全性確保の配慮項目への追加」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
33.	<p>(p.9) 4. 世銀 ESF と現行 GL の相違点 論点：①環境社会影響評価報告書の作成、環境社会履行計画に関する参照の要否は要です。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「世銀 ESS1 環境社会影響評価報告書の作成、環境社会履行計画に関する参照の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
34.	<p>論点：世銀 ESSI、相手国の環境社会配慮フレームワーク活用に関する参照の要否は要です。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「世銀 ESS1 相手国等の環境社会配慮フレームワーク活用に関する参照の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
35.	<p>(p.9) 5. ADB, IFC のセーフガード政策で参照できる基準やグッドプラクティス等の整理 論点：PS との乖離がないことも要です。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「民間連携事業（海外投融资、協力準備調査（PPP インフラ事業））では、出融資先に求める要件について、IFC PS との乖離がないことの要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>

36.	<p>(p.27) 別紙1 非自発的住民移転</p> <p>論点：世銀 ESS 5 Annex 1 の住民移転計画の構成要素の参照 移転住民の規模や影響に関わらず住民移転計画を策定することは必要と考えます。</p>	<p>GL 改定の方向性に関するご意見については、論点「世銀 ESS5 Annex 1 の住民移転計画の構成要素の参照」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
長谷川委員		
37.	<p>① 環境社会関連の費用・便益の定量化の意義・必要性</p> <p>この場合の定量化の定義（物理量、貨幣単位等）に加え、なぜ定量的測定が必要で、その結果がどのように役立つのか等のそもそも論的ポイントが不明確である。</p>	<p>この場合の定量化とは「金銭価値への換算」を意味しています。</p> <p>定量的測定の必要性については、開発途上国において、限られた資金リソースの中で優先すべき効果的な開発事業を選定するために、JICAでは従来より、円借款事業においては定量的効果を計る参考値の一つとして IRR を用いている点が挙げられます。EIRR を算出するにあたっては、事業実施が対象国の国富 national welfare の増減にもたらす影響を網羅的に捉える必要があり、従って環境を含めた無形的な費用（国富減少）、便益（国富増大）をも定量化の上算入する必要があります。</p>
38.	<p>② 環境社会関連の費用・便益計算の範囲・精度</p> <p>もし環境社会的費用・便益の貨幣価値化が有意義であるとされる場合でも、費用便益分析等の経済評価やその感度分析に反映させる際、どの環境社会項目、どの程度の大きさの影響、あるいはどれほどの測定精度が想定されるべきか等について曖昧過ぎる。「可能な範囲で」、「できうる限り」というだけでは、積極的な対応は期待できない。</p>	<p>現実には算出の可能性を制約するのは影響の大きさや測定精度よりも算定にかかる費用であり、（技術的・経費的に）合理的なコストによりデータを捕捉できるものについては金銭価値に換算の上計上するし、そうでないものは定性的費用／便益として扱います。なお算出可否は個別案件毎に判断します。</p>
39.	<p>③ 環境社会関連の費用</p> <p>既にいくつもの事例では、EIA の環境管理・モニタリング計画や、RAP の実施経費が計上され費用便益分析に反映されてきている。EIA・RAP の建前としては、これらの計画（対策）が実施されれば、もうこれ以上の環境社会関連費用は生じないとみなされる。</p> <p>そうであるなら、これらの実施経費は内部経済に属し算定が容易で</p>	<p>従来より、環境管理計画・モニタリング計画や RAP の実施に係る費用は事業費の算定に含まれています。さらに、費用便益分析にも反映されています。一方、環境管理計画やモニタリング計画、RAP を実施しても回避、最小化、軽減できない影響のうち、GHG 排出量は市場価格が既にあるため、EIRR を算出するための経済分析において排出増／減をそれぞれ費用／便益に計上しています。GHG 排出量以外の影</p>

<p>あるから、GLでの記載も「EIAの環境管理・モニタリング計画やRAPの、すべての対策実施経費を算定し、費用便益分析に漏れなく計上すること」と明記できる。</p> <p>そうでなく、これら環境社会対策を実施するにもかかわらず防止・緩和しきれない悪影響（例えば生態系劣化、コミュニティ分断等）がEIAで予測されているのであれば、追加的環境社会関連費用として算定・計上すべきであろう。これらの多くは外部不経済効果で市場価格では算定困難とされてきたが、排出GHGをはじめ国内でも算定方法のマニュアル化が見受けられる（例えば国土交通省の「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」）。</p> <p>よって、WB等の海外開発援助機関のガイドライン類に具体的言及がないのであれば、「これら国内マニュアルを参考にする」といった記述も必要である。</p>	<p>響については依然として算定が困難ではありますが、国内の算定方法等を参考にできるだけ定量的な評価に努めて参ります。</p>
<p>40. ④ 環境社会関連の便益</p> <p>最近よく算定されている環境社会関連便益は、排出GHGに関わるものである。これは、CCPP火力発電事業といった案件のプロジェクト評価（特に費用便益分析）で、その主要事業効果である環境的改善あるいはいかに環境に配慮したかを客観的にアピールしなければ妥当なEIRRにならないという必要性から、積極的に算定・計上した面がある。</p> <p>同様に、環境社会的効果を主目的とする環境案件（地域環境保全事業、自然湿地帯総合管理事業、都市圏道路大気汚染防止対策事業など）についても、EIAとは別に、それらの環境社会的便益をどうにか算定しないと、費用便益分析そのものが成立しない。（ただし、通常環境案件はEIAの対象にならないことから、当該のGLそのものの適用外かもしれない。）</p>	<p>環境社会便益については、定性的には原則すべての案件で評価しています。一方、EIRR算出などの定量的な評価に際しては、ご指摘のとおり無形的便益／費用が全体に及ぼす影響が案件によっては小さい可能性もあると認識していますが、上記38番のとおり技術面費用面の制約も勘定の上、案件毎に可能な限りの定量化に努めています。</p>

	<p>よって、対象案件の環境社会的便益が主要効果なのか副次的・二次的効果なのかを問わず、より正確な費用便益分析を目指す限りそれらの算定・計上は望ましい。一方で、それらが計上されなくても十分なEIRRやB/Cを見込めるのであれば、屋上屋を重ねるだけであまり意味のない努力かもしれない。</p>	
41.	<p>⑤ EIA・RAPでの正の影響の扱い</p> <p>上記(特に④)を踏まえると、対象案件の主要効果に環境社会的便益が含まれる場合や、環境社会的便益は副次的・二次的効果であってもそれらの算定・計上が費用便益分析結果を大きく左右しそうな場合には、スコーピング・マトリクスづくりや予測・評価の各段階で、「正」の影響としてチェックしそれなりの丁寧な扱いをすることが、効率的で後戻りのないプロセスと考えられる。</p>	<p>正の影響について、スコーピングマトリクスでの扱いについては別途、第103回及び第104回全体会合にて説明させていただいたとおり、事業効果として想定されていない正の影響が確認される場合はスコーピングマトリクスに付記する方針です。正の影響の予測・評価の方法については、他ドナーのグッドプラクティスを参考に可能な範囲で取り組んでいく方針です。</p>
42.	<p>⑥ GLでの記載(案)</p> <p>以上の論点を整理すると、『環境社会関連の費用・便益の定量化』に関するGLでの記述は、「可能な範囲で」、「できうる限り」といった実効性を期待できない抽象的で無意味な表現を削除する一方、この目的と手法をGL利用者に分かりやすく伝えるため、次のような文章を加筆することを提案する。</p> <p>(1) 当該事業の環境社会関連費用として、EIAの環境管理・モニタリング計画やRAPに含まれるすべての対策実施経費を算定し、代替案比較や費用便益分析に漏れなく計上すること。</p> <p>(2) 環境社会対策を実施するにもかかわらず防止・緩和しきれない、かつ無視できない悪影響が予測される場合も、追加的環境社会関連費用として算定・計上すること。</p> <p>(3) 主要効果または副次的・二次的効果として当該事業が環境社会的便益を生じさせ、かつ代替案比較や費用便益分析の実施に不可</p>	<p>GL改定の方角性に関するご意見については、論点「環境社会配慮関連の費用便益の定量化対象及びその手法について」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>

	<p>欠な場合、それらの比較・分析を成立させるに足る範囲でこれらの環境社会的便益を算定・計上すること。</p> <p>(4) 環境社会的便益を算定・計上することが必要な場合は、スコーピング・マトリックスで「正」の影響としてチェックし、便益算定に資する予測・評価を行うこと。</p> <p>(5) 環境社会関連費用・便益の算定にあたっては、内外（開発援助機関、公共事業実施機関等）の費用便益分析マニュアル・指針の計算手法も参考にすること。</p>	
	木口委員	
43.	<p>1) 個別案件シート（No. 36 ティラワ地区インフラ開発事業）7 ページで、「被影響世帯には社会的弱者が含まれていない」とされていますが、非正規農民も、災害など何らかの理由でそのような形で生業を営まずを得ない状況に追い込まれた人々と考えております。</p> <p>最終報告書案②の論点（案）、2.5.2 社会的弱者の人権配慮で議論させていただければと考えております。</p>	<p>社会環境と人権への配慮については、論点「人権にかかる配慮項目とその範囲、配慮対象への社会的弱者の追記の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
44.	<p>2) 環境社会モニタリングの文書に関し、現地語での公開状況についてはご確認されているでしょうか。当該国のステークホルダーがアクセスしやすいよう、現地語での公開がなされているのかが気になっております。</p>	<p>ご指摘の点、現地語によるモニタリング結果の公開ですが、カテゴリ A 案件でモニタリング結果の相手国での公開に合意している案件のうち、全て現地で広く使用されている言葉で公開されていることを確認しました。</p>
45.	<p>3) 修正のお願い</p> <p>・個別案件シート（No.4 ティラワ SEZ）の 8 ページ。非自発的移転が 65 世帯になっていますが、68 世帯ではないでしょうか。ご確認ください。</p>	<p>当時 Zone A 区域内に居住していた、非自発的移転を伴う世帯数は 65 世帯であり、住民移転計画及び個別案件シート（番号 75）はこの数字に基づいて作成されています。その後、実施段階において、Zone A 区域外に居住していたが Zone A 内で耕作を行っている 3 世帯が、もともと耕作物に対しての補償対象だったが、補償交渉中に、Zone A 区域外であっても SEZ 予定区域内に居住しており将来的に移転は必要</p>

		<p>になることから本人たちが住民移転も希望したため移転補償対象の世帯に加えられました。</p>
<p>46.</p>	<p>・最終報告書案③ コメントの DFR 反映結果</p> <p>No.50 のご回答について</p> <p>「整理番号 69 番「外部からの指摘」において、以下の通り記載をいたしました。NGO より、事業地によって影響をうける非正規農民への「港湾建設による影響」に関する協議内容とその確認方法について指摘がなされている。」となっていますが、これは後段の「ティラワ地区インフラ開発事業」に係る事実関係と思われます。</p> <p>ティラワ特別区 (Class A 区域) 開発事業については、メコン・ウォッチから、2013 年 1 月末に「立退通知」(14 日以内に立ち退かない場合は、30 日間の拘禁) が出された件も含め、以下の書簡を含む指摘をさせていただきました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2013 年 2 月 8 日 http://mekongwatch.org/PDF/rq_20130208.pdf ・ 2013 年 5 月 24 日 http://mekongwatch.org/PDF/Thilawa_letter20130528.pdf ・ 2013 年 7 月 4 日 http://mekongwatch.org/PDF/Thilawa_letter20130711.pdf ・ 2013 年 9 月 27 日 http://www.mekongwatch.org/PDF/Thilawa_letter20130927.pdf <p>こちらの事実関係を反映した形での記載の修正をお願いします。ま</p>	<p>整理番号 69 番「外部からの指摘」において、以下の通り記載をいたしました。</p> <p>「NGO より、2013 年 2 月の住民協議に先立って実施機関より退去勧告がなされた点について書簡を含む指摘がなされている。」</p>

	た、「2013年1月末に「立退通知」(14日以内に立ち退かない場合は、30日間の拘禁)が出された」事実については、重要な点ですので、明記していただきたいと考えます。	
47.	NO.53のご回答について 「NGOより、事業地によって影響をうける非正規農民への「港湾建設による影響」に関する協議内容とその確認方法について指摘がなされている。」との記載になっていますが、正しくは、「漁民および農民への港湾建設による影響」に関する協議内容とその確認方法についての指摘です。記載の修正をお願いします。	以下の通り修正しました。 「NGOより、「漁民及び農民への港湾建設事業による影響に関する協議内容とその確認方法」について指摘がなされている。」
村山委員		
48.	●報告書案①(本文) p.2-4 情報公開 2.2.2 (1)全体の傾向 調査アイテムにある相手国による文書の公開時期、手段、言語などの情報も追加すること。	カテゴリA(全41件)については、ES借款にて環境社会配慮文書を作成する案件(1件)や開発調査型技術協力(4件)を除く36件で、相手国において環境社会配慮文書の公開がなされていることが確認されました。また公開の手段は実施機関での閲覧・複製(36件)が多く、うち14件についてはホームページでも公開されていることがわかりました。言語は英語で作成された場合には、要約版として現地で広く使用されている言葉が使用された文書が作成されているケースが多いことがわかりました。カテゴリB(全42件)については、実施機関での公開が確認された(4件)案件を除き、多くが相手国での公開に関する合意が得られていない案件または、相手国国内法に基づき環境社会配慮文書の作成義務がない案件でした。なお、ステークホルダー協議を実施しており且つ環境社会配慮文書が作成されている案件

		については、ステークホルダー協議の場で環境社会配慮文書が公開されていることが確認されています。以上を2章2.2.2に追記しました。
49.	<p>p.2-8 2.2.3(1)全体の傾向</p> <p>協力準備調査の各種手続きが確認されたのは100件中67件で、3分の1は確認されなかったという理解で正しいか？その場合、手続きが行われていない理由を追加すること。</p>	<p>ご指摘の点に関しては、100件中67件で協力準備調査が実施されており、残る33件は協力準備調査が実施されていないことが確認されています。（上記の通り、最終報告書（案）（2章2.2.3(1)）を修正しました。）</p>
50.	<p>p.2-9 (2)代替案</p> <p>代替案の傾向をより明確に示すため、例示ではなく、全件のパターンを分類して示すことが望ましい。例えば、プロジェクトサイト、プロジェクトデザイン、建設・運用方法、プロジェクト実施時期などの代替案の分類がありうる。この点は、論点案にも関係する。</p>	<p>ご指摘の点につき、下記を最終報告書（案）第2章2.2.3(2)に追記しました。</p> <p>代替案検討のパターン分析を行った70案件について、プロジェクトサイト・ルート等に係る検討は51件と最も多い案件で確認されました。次いで、プロジェクトデザインに係る検討が34件、建設・運用方法については9件（建設方法に特化したものはうち4件）、プロジェクト実施時期（優先プロジェクトの選定）については4件で確認されました。なお、開発調査型技術協力においてSEAを実施したケースに限定（全7件）した場合、プロジェクトサイトについて検討されたものが4件、プロジェクトデザインについての検討が4件、建設・運用方法については1件、プロジェクト実施時期については1件となっています。</p>
51.	<p>p.2-13、2-14 2.2.4 別紙1-別紙6</p> <p>(1)全体の傾向</p> <p>ステークホルダー協議の状況については、比較的充実した協議を行っている事例のみを示すのではなく、全体像が把握できるような記述が求</p>	<p>ご指摘の点について、最終報告書（案）第2章2.2.4(1)にステークホルダー協議実施に係る全体像（告知方法、告知時期、言語、協議内容等）につき以下の点を記載しました。</p>

	<p>められる。例えば、告知方法、言語、コンサルテーションの方法、コンサルテーション内容などの調査アイテムが挙げられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ステークホルダー協議での告知方法は、代表者、招待状、新聞広告が比較的多く回答されており、その他掲示板、電話、ラジオという告知方法も使われていた。 ・ステークホルダー協議の告知時期については、詳細な記録がない、または実施機関から回答を得られなかったケースが多いが、1週間前または10-15日前に通知という案件が多く見られた。それ以外には2-5日間前・3週間前といった回答もあった。 ・ステークホルダー協議の使用言語については、記録がないケースもあったが、相手国で広く使用されている現地語が使われていた。公用語である場合は、現地語と共に、英語（インド、スリランカ、フィリピン、カメルーン、南スーダン等）、フランス語（アラビア語圏、カメルーン、南スーダン）、ロシア語（ウズベキスタン）、スペイン語（中南米）、ポルトガル語（モザンビーク）なども使用されていた。 ・コンサルテーションの方法については、住民協議が一般的であるが、FGD やインタビュー・聞き取りも実施されていた。個別訪問によるコンサルテーションも実施されていた。 ・コンサルテーションの内容については、一般的には、EIA/IEE について、プロジェクト概要、想定される環境社会影響、調査結果、環境緩和策、今後のスケジュール等が、RAP/ARAP については、事業概要、補償支援の内容、今後のスケジュール、苦情処理メカニズム等について話されていた。案件によっては、移転先の家屋のサイズなどの詳細、プロジェクト関連の職業斡旋、道路案件での安全面、労働者キャンプ、工事中の交通管理計画といった具体的な協議もされていた。
52.	<p>p.2-17 2.2.4 別紙 1-別紙 6 (7)先行評価の活用（ティアリング） p.3-35</p>	<p>ご指摘の通り、国の見解では配慮書段階を SEA と明確に位置付けたものではありませんが、以下のように考えております。</p>

<p>3.4.4 代替案検討におけるプロジェクトを実施しない案、及び代替案検討の実施方法</p> <p>(1)戦略的環境アセスメント(SEA)段階</p> <p>この2か所で、日本の配慮書段階の取り組みをSEAとしているが、国の見解ではこの段階をSEAと位置づけたものはないと思われるため、改めて確認していただきたい。</p>	<p>環境省の「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」(H19年4月5日、URLは下記参照)では、同ガイドラインの対象案件を「環境影響評価法(平成9年6月13日法律第81号)に規定する第一種事業を中心として、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に枠組みを与える計画のうち、事業の位置・規模等の検討段階のものを想定」としています。</p> <p>また、環境省の環境影響評価支援ネットワーク(URLは下記参照)によれば、「配慮書：事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討結果を伝えるもの」としており、上記ガイドラインにある「事業の位置・規模等の検討段階のもの」に相当するものと考えられます。</p> <p>なお、以上は環境省を参照しており、国際的にはSEAはPolicy, Plan, Programの段階に適用するのが一般的とされています。</p> <p>上記の趣旨を報告書(第3章3.4.4(1)脚注1)に追記しました。</p> <p>参考</p> <p>「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」 http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8247 https://www.env.go.jp/press/files/jp/9431.pdf</p> <p>環境影響評価支援ネットワーク http://assess.env.go.jp/1_seido/1-1_guide/3-1.html</p>
---	---

53.	<p>p.2-18、2-19 2.2.4 別紙 1-別紙 6 (8)「不可分一体の事業、派生的・二次的な影響、累積的影響」に該当する事例 派生的・二次的影響が論じられた事例は、2件だけではなくもっとあったように思われる。どのような基準で案件を特定しているのか明確にしていきたい。累積的影響も同様の傾向にある。</p>	<p>ご指摘の点については、審査時に派生的・二次的な影響、累積的影響と整理されている、もしくは当該事業の調査に係る環境社会配慮助言委員会においてご指摘いただいた事業を取り上げています。今次レビュー調査対象案件に限って上記いずれかに該当するかを確認したところ、最終報告書（案）に記載した2件でした。</p>
54.	<p>p.2-23、2-24 2.2.4 別紙 1-別紙 6 (13) 住民協議での住民のコメントの計画への反映状況 表 2-11 は 70 件の整理としては、断片的に過ぎるのではないか。なかには、41 の最初の反映結果にある「既にモニタリングが実施されている」のように、コメントが反映されたとはいいい難い項目も含まれているように思われる。1 案件でも膨大な量のコメントが寄せられているため、どのような基準で案件を選定し、コメントと対応を記載したのかという点について、明確にしていきたい。</p>	<p>表 2-11 は住民協議議事録の中から、住民より事業計画への反映を希望する内容のコメントが寄せられ、且つそうしたコメントが計画に反映された事例を抽出しなおし、最終報告書にて反映します。</p>
55.	<p>p.2-39、2-40 2.2.4 別紙 1-別紙 6 (26)生計回復がモニタリングされている案件 記載されている 2 件のみならず、公開が合意されていない案件も含めて、モニタリングの実施状況を確認して、全体の傾向を記載すべき。公開できない個別情報を掲載する必要はない。</p>	<p>社会モニタリング結果の情報公開が合意されている案件は最終報告書（案）に記載されている 2 件です。一方、情報公開に係る合意が得られていない案件（15 件）については、大半の案件において、移転完了後間もないためモニタリングの実施により状況の精査を行っているところです。外部モニタリング（例えば住民移転専門家による移転地でのヒアリングを通じたモニタリング）が行われている案件では、その結果を確認し、移転住民からは生活環境には概ね満足している等の意見が出されており、特段の問題は報告されていません。</p>

56.	<p>●報告書案②（論点案）</p> <p>2.1 情報の公開</p> <p>調査アイテムにある公開場所、時期、言語等の情報が確認できない。論点として検討すべき。</p>	<p>相手国等による情報公開（公開場所、時期、言語等）については、48番のとおり確認されています。よって、論点として追加する必要はないと考えています。</p>
57.	<p>2.2 カテゴリ分類</p> <p>追加調査アイテムにあるように、カテゴリ B は様々な規模が含まれているため、カテゴリ B と ESF の Substantial Risk や Moderate Risk との関係を検討すべき。</p>	<p>カテゴリ分類については、論点「世銀の ESF のうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policy で規定されたカテゴリ分類（High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk）の参照の要否」に基づき、本調査の終了後に別途検討して参ります。なお、過去の OP4.01 で採用されていたカテゴリ分類（A, B, C, FI）と ESF のリスク分類の関係性に関する世銀の説明はないこと、また、GL のカテゴリ分類と比較すると、ESF のリスク分類は、借入人の能力やコミットメント等、分類に際して考慮する項目が異なることから、カテゴリ B と ESF の Substantial Risk や Moderate Risk とを関連付けることは難しいと考えています。</p>
58.	<p>2.7 助言委員会による助言</p> <p>論点（案）への追加</p> <p>実施段階での助言に対する対応の確認方法</p>	<p>助言委員会で委員の皆様からいただいた助言は、先方実施機関との合意内容等に可能な限り反映させていただいており、またそれらが実施されているかどうかモニタリング結果の確認等を通じて JICA 内で確認する体制がありますので、運用面に対応していきたいと思います。</p>
59.	<p>別紙 1 対策の検討</p> <p>論点（案）への追加</p> <p>モニタリングの実施（特に RAP）を徹底するための方策の検討</p>	<p>住民移転や用地取得が生じる案件については、全案件で社会モニタリングが実施されており、モニタリングレポートを実施機関から提出を受け JICA 内で確認を行っております。引き続き、GL の適切な運用に努めてまいります。</p>
60.	<p>別紙 5 チェックリストにおける分類チェック項目</p> <p>ジェンダー、子どもの権利等の社会的弱者への影響を含めることの要否</p>	<p>環境チェックリストはガイドラインの参考資料の位置づけであるため、レビュー調査の結果等を踏まえ、ガイドラインの内容が決まった段階で、チェックリストについても必要があれば見直していきたいと考えています。なお、現状、ジェンダー、子供の権利に関しては、チ</p>

		<p>チェックリスト上「移転住民のうち特に女性、子供、老人、貧困層、少数民族・先住民族等の社会的弱者に適切な配慮がなされた計画か。」という項目で確認を行っています。</p>
<p>錦澤委員</p>		
61.	<p>○は報告書案について加筆修正が必要と思われる点、●はガイドライン改訂において考慮すべき論点、をそれぞれ意味します。</p> <p>(1) 代替案の検討について 2.2.3(2) (p2-9)</p> <p>○検討された代替案の内容が紹介されていますが、比較検討の方法のレビューも加えられないか。経済・社会・環境を含めた比較かどうか、定量的評価か定性的か、プラス評価も含むかどうか等の観点があると思います。</p> <p>●代替案検討の意義は、「最適な意思決定」と「説明責任を果たすこと」の二点にあるので、その点を踏まえて、今後、改善していくための検討が望まれます。</p>	<p>○代替案検討のパターン分析を行った 70 案件のうち、さらに協力準備調査または開発調査型技術協力を実施しているカテゴリ A の 31 件について比較検討の方法をレビューしました。概要は以下のとおりです。</p> <p>経済面（プロジェクトコスト、採算性等）及び環境社会面を含めた検討が行われていた案件は 24 件でした。内訳をみると、代替案の検討は経済面からは 27 件、環境面は 28 件、社会面は 28 件でそれぞれ検討されており、特に社会面（用地取得・住民移転の観点）の検討が多く実施されていた。また、25 件で技術面の検討を行っていました。22 件で代替案を定量的に評価しており、残りは定性的評価を行っていました。さらに、移動時間の短縮や交通網の改善、地域経済へのプラスの効果等の事業実施による望ましい効果を代替案比較において検討していた案件は 17 件ありました。詳細は最終報告書（案）第 2 章 2.2.3(2)に追記しました。</p> <p>●について、ご指摘の点を踏まえ、論点「代替案検討に際し、「プロジェクトを実施しない案」に「ゼロオプション」を含めることの要否、及び代替案検討の実施方法」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
62.	<p>(2) アセス図書の公開について 2.2.3 (5) (p2-11)</p> <p>●JICA ウェブサイト上におけるアセス図書の公開・データベース化</p>	<p>現行 GL では、1.4 環境社会配慮の基本方針で情報公開を掲げ、「JICA は、説明責任の確保及び多様なステークホルダーの参加を確保するた</p>

	<p>(アセスメント完了後も含む)は、自国内での説明責任や社会的責任投資などの国内外の動向も踏まえて、より強化していく姿勢をガイドラインに明記することが望まれます。</p> <p>●アセスメント図書のデータベース化は米国や中国などで既に実施されており、日本でも一部の事業のアセスメント図書の公開 (http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-5_toshokokai/index.html) が進められています。これにより、手続の透明性と説明責任の充実化、フォローアップの実効性確保、予測・評価技術の向上、アセスメントの効率化、などの意義が期待できます。</p>	<p>め、環境社会配慮に関する情報公開を、相手国等の協力の下、積極的に行う」とされています。さらに、2.1 情報の公開では、「プロジェクトの環境社会配慮に係る情報公開は、相手国等が主体的に行うことを原則とし、必要に応じ、JICA は、協力事業によって相手国等を支援する」とされています。上記、環境社会配慮に関する情報には EIA も含まれており、レビュー調査対象のカテゴリ A 案件は全案件で EIA が JICA ウェブサイトで公開されています。以上より、アセスメント図書の公開は現行 GL に反映されていると考えています。</p>
63.	<p>(3) 累積的影響の取り扱いについて 2.2.4(8) (p2-19)</p> <p>○表 2-8 では、調査対象とした 75 案件中 2 案件でのみ累積的影響が特定された、とされていますが、そもそも累積的影響をチェックした案件自体が少ないことが問題であり、累積的影響が考慮された事例の数も併せて記載する必要があります。</p> <p>○これまでの委員会会合において、事後調査結果が基準値を超過したモニタリング事例の報告がありましたが、累積的影響の検討が十分ではなかったことが一因との説明があったと記憶します。その点についても把握している範囲で情報を加えることが望まれます。</p> <p>○表 2-8 の上の文章中にある「下記に示す JICA GL の定義」の「下記に示す」がどこの箇所を指すのかわかりません。記載漏れであれば加筆してください。</p> <p>●累積的影響も含めて「影響特性」の取り扱いはもう少し考慮の余地があると考えます。例えば、不可逆的影響については、(現ガイドラインの) カテゴリ分類では考慮されていますが、「2.3 環境社会配慮の項目」の「2. 調査・検討すべき影響」の中では考慮されていませ</p>	<p>○1 については、上記 53 番にて回答させていただきました通り、審査時に累積的影響と整理されている事業、もしくは環境社会配慮助言委員会においてご指摘いただいた事業を取り上げています。今次レビュー調査対象案件に限って確認したところ、該当したのは最終報告書(案)に記載した事業でした。</p> <p>○2 : これまで、助言委員会全体会合で、工事中の環境モニタリング結果について、事業対象地周辺で複数の建設工事が同時に行われ基準値を超過する場合、累積的影響を考慮することの必要性が議論されたことがあります。JICA GL の FAQ に基づき、EIA 作成の時点で、周辺の建設工事が具体的に計画されており、JICA が協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積が確認された場合は、JICA が協力を行う対象の事業において合理的と考えられる範囲内で、影響を調査・検討することとしています。</p> <p>○3 : 最終報告書(案) 第 2 章 2.2.4 (8) の注釈に以下を追記しました。 https://www.jica.go.jp/environment/guideline/ku57pq000005boho-att/faq_all.pdf</p>

	<p>ん。米国 NEPA などでは、影響特性についてより慎重に扱われているので、参考にすべきと思います。</p>	<p>「JICA では、国際金融公社 (IFC) Performance Standard 1 の定義を参考に、リスク及び影響を特定するプロセスが実施される時点 (例えばスコoping時点) で起こっている、もしくは具体的に計画されている開発、その他合理的に認知しうる開発行為が要因となって、JICA が協力を行う対象の事業により直接的に影響を受ける地域や資源に生じる追加的な影響の累積を累積的影響の目安としています。」</p> <p>●について、累積的影響を含む影響特性については、世銀等の他ドナーの定義を参照し、包括的検討で議論させていただきます。</p>
64.	<p>(4) 災害の取り扱いについて 3.4.5 (2) (p3-38-39)</p> <p>○日本のアセス法における自然災害に関連する項目を選定した事業が3事例のみ挙げられていますが、やや偏った調査結果ではないでしょうか。日本のアセス法対象案件については、ウェブで入手・確認できるアセス図書は「全てウェブサイトで掲載されているわけではない」というよりも、「縦覧期間中のアセス図書を中心にごく一部」に限られるので、表現を修正するか、調査の仕方の再検討が必要です。</p> <p>●アセス法で災害を取り扱っていないことはその通りですが、運用面では少し状況が異なります。特に面開発による土地の安定性の問題は、昨今頻発する気象災害と併せて、(事業計画サイドだけでなく) アセスの中でも積極的にチェックしようという動きがみられます。例えば、2017年に環境省監修で発行された「環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」では、地盤に係る環境影響評価として土地の安定性の変化についても評価項目の対象として考慮することが望ましい、という見解が示されています。これらの災害をめぐる対応を総合的に把握しなければ、「日本のアセスは災</p>	<p>○について、3章 3.4.5(2)に「2019年5月時点で、環境省『環境影響評価情報支援ネットワーク』を含むウェブサイトで公開されている環境影響評価法対象案件の環境影響評価書を検索した結果によると、自然災害に関連した項目を選定しているのは、下表に示す3例であった。」と追記しました。また、同じく3章 3.4.5(2)の脚注1に「日本の環境影響評価法対象案件は縦覧期間中の環境影響評価書を中心に、一部がウェブサイトで掲載されている」旨を脚注に追記しました。</p> <p>●について、報告書3章では、環境省「環境影響評価情報支援ネットワーク」を含むウェブサイト上で、自然災害に関連した項目を選定していることが確認された事例を載せています。日本の動向については、「環境アセスメント技術ガイド 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷」における「開発行為による土地の安定性の変化(液状化、地盤陥没といった地盤変状や地すべり、斜面崩壊等の危険度増加等)についても環境影響評価の項目の対象として考慮することが望ましい」とされている旨を3章 3.4.5(1)に追記しました。なお、資料②論点案15ページ「別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」の6. のとおり、JICA事業では地滑りや斜面崩壊といった災害に</p>

	<p>害をほとんど考慮していない」という偏った見方につながるおそれがあります。</p> <p>○世銀 ESF を整理した表において (p3-23) 、ESS4 “Community Health and Safety“が「コミュニティと衛生安全」と訳されていますが、「安全」の対象が伝染病などの衛生面だけのように誤解を受けるおそれがあるので、災害を含む広い意味でのコミュニティの安全を対象としていることがわかるように、「コミュニティの衛生と安全」などと表現した方がいいでしょう。</p>	<p>ついて、従来から既存のチェック項目（地形地質等）で対応しています。</p> <p>○について、「コミュニティの衛生と安全」に修正します。</p>
	石田委員	
65.	<p>P19. 10.2 派生的、二次的影響。</p> <p>合理的に予測できる範囲（世銀）、事業により誘発される影響（IFC）は重なる部分もあるように思えますので、誘発、合理的の意味、定義をより明確にできるようにであればお願いしたいと思います。</p>	<p>誘発、合理的について、世銀 ESS 1 のガイダンスノート 23.4 では、「誘発された影響 (induced impacts) については、その不確実性や推測的であること、距離的に離れているといった理由から、借入人は、評価や緩和策を講じることは期待されていない」とあります。また、同 23.4 に、「単なる可能性のある影響、または「投機的“speculative”」と見なされる影響は“合理的に予測できる”とはみなされない」とあります。以上を 3 章 3.4.7 表 3-16 の脚注 1 に記載しました。</p>
	日比委員	
66.	<p>・「国際的援助潮流」として「パリ協定」の記述があるが、この協定が「気候変動枠組条約」下にあることを明記</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) においてパリ協定が採択された」と致しました。（第 3 章 3.1.4 (2)）</p>
67.	<p>・「歴史上初めて全ての国が温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した。。」の記述の意図は理解するが、条約そのもの、そして京都議定書においても、温室効果ガスの削減については全ての国が約束していると言えるので、より意図を明確にすべく「温室効果ガスの削減に全ての国が具体的に取り組むことを歴史上初めて約束した」で</p>	<p>国連気候変動枠組条約は、温室効果ガス (GHG) の濃度安定化を究極的な目的【第 2 条】とした上で、全ての締約国に対し、GHG のインベントリ作成【第 4 条第 1 項(a)】や国家計画の作成・実施【同項(b)】、また、附属書 I 国に対し、GHG の人為的な排出抑制の措置【同条第 2 項(a)】を、それぞれ課しています。また、京都議定書は、附属書 I 国</p>

	うか	に対し、GHG の排出削減を義務づけています【第 3 条第 1 項】。しかしながら、枠組条約、京都議定書のいずれにおいても、GHG 排出削減について全ての締約国に約束を課した条項はないと考えます。これに対し、パリ協定では、全ての締約国に対し、自国が決定する貢献（NDC）の作成・通報及び緩和に関する国内措置の遂行を義務づけています【第 4 条第 2 項】。このため、原文どおりでも支障ないものと考えます。
68.	・国際的援助潮流として「パリ協定」とあるが、本来の潮流は「脱炭素」ではないか。その一旦として国際的な政治的枠組みとして「パリ協定」があるのであって、パリ協定自体が潮流ではないのではないか。（日本政府の「長期戦略」では脱炭素に触れている）	様々な整理方法があろうかと思いますが、上記 3.に記載のとおり、パリ協定が気候変動対策に係る歴史的な一里塚であり、2020 年以降の新たな国際枠組である点を重視して、今回のような整理といたしました。
69.	・パリ協定に触れるにあたっては、2 (1.5) °C目標とともに、「今世紀の後半にはネットゼロを実現」することが盛り込まれていることも明記すること	下記のとおり報告書 3 章 (3.1.4 (2)) 及び論点案 p1 に追記しました。「パリ協定第四条第一項では、締約国は、(中略) 長期的な気温に関する目標を達成するため、衡平に基づき並びに持続可能な開発及び貧困を撲滅するための努力の文脈において、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、開発途上締約国の温室効果ガスの排出量がピークに達するまでには一層長い期間を要することを認識しつつ、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。とある。」
70.	・JICA としてパリ協定の中で特に重要なのは、各国の NDC であろう。NDC、つまり JICA のクライアント国の排出削減戦略・計画に貢献することは、気候変動への影響を考える上で、まずクリアすべきものと考えてる	ご指摘のとおり、開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、JICA の事業が当該国の NDC の達成に貢献することは重要と考えます。

71.	<p>・気候変動に関する最新の国際的潮流の参照先として、IPCC（日本政府もメンバーである）が昨秋出した 1.5°C特別報告書にも言及すべき。特に、今世紀後半にネットゼロというパリ協定の到達目標だけでなく、実施を担う機関である JICA としては、達成に向けた排出削減シナリオ（すなわち数十年先に目標達成すれば良いのではなく、ここ数年のうちに排出量をピークアウトしなければならない点）につき留意しなければ、パリ目標達成への貢献を具体化することは出来ないのではないか</p>	<p>ご指摘を踏まえ、IPCC1.5°C特別報告書についても以下のとおり追記しました。（第3章 3.1.4 (2)）</p> <p>【気候変動に関する政府間パネル（IPCC） 1.5°C特別報告書】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2015年12月の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第21回締約国会議（COP21）で1.5°C上昇のインパクトとGHG排出経路に関する特別報告書を2018年に作成するよう、UNFCCCからIPCCへ招請したことを受け、2018年10月に作成された報告書。人類の活動により、工業化以前の水準と比べて、既に約1.0°Cの気温上昇が引き起こされており、現在のペースが進めば、2030～2052年の間に、工業化以前の水準と比べて1.5°C上昇に到達する見込みであることを指摘。その上で、気温上昇を1.5°Cに留めるためには、土地、エネルギー、産業、建物、運輸、都市等の各分野で、「迅速かつ遠大な」移行（"rapid and far-reaching" transitions）が必要であり、2050年頃に人為的なCO2排出量を差引（ネット）ゼロに抑える必要があると言及。 <p>また、排出削減シナリオも重要と認識しておりますが、途上国がピークアウトを迎えるには、先進国よりも長い移行（transition）期間が必要であり、各国の異なる事情（different national circumstances）も勘案した対応が必要と考えます。</p>
72.	<p>・上記潮流を踏まえれば、気候変動にかかる論点としては、「GHG排出量の推計」「代替案の分析」だけでは不十分と考える。排出量を推計した上で（推計自体は、排出量の削減を担保するものではない）、それが対象国NDC、パリ目標に貢献するのか、それとも負の影響をもたらすのかを検討する考え方、方法を盛り込まなければ、推計しただけで終わってしまう。従来環境配慮の検討にあったような「全体</p>	<p>事業によるGHG排出量のロックイン（固定化）は重要な課題と認識しており、代替案の検討に際しては、技術的・財政的な実現可能性も勘案の上、総合的な検討が必要と考えます。</p>

	<p>の排出における事業起源の排出量は極めて小さいので影響は無視できる」「BAUと比較して削減効果がある」という論理は、気候変動という問題の性質と現状を考えた上では、極めて不適切であることを認識した上で何を参照基準とするのかが非常に重要な論点となろう。仮に「移行技術」としての事業支援だった場合には、全体目標（パリ、NDC）に向けた貢献を明示できなければならないのではないかと。その際、事業による排出量（潜在的削減量を含む）がどの程度の期間ロックイン（固定化）されるかについても、重要な検討項目となるのではないかと。</p>	
73.	<p>・（誤植）長期戦略の説明で「2010年までに80%の削減」→「2100年までに80%削減」ではないか？</p>	<p>「2050年までに80%」に修正しました。（第3章3.1.4(2)）</p>
鈴木委員		
74.	<p>■ II 2. 1. 情報公開</p> <p>「モニタリング段階にある案件の進捗状況について」の報告（2019.7.1.）で、案件の半数以上が環境配慮、社会配慮のいずれかあるいは両方で非公開になっている。</p> <p>現状では環境社会配慮委員会の助言の結果を確認するモニタリングの適正実施が困難で、日本のODAの質の充実、透明性の確保の観点から問題がある。</p> <p>環境社会配慮助言委員会のシステムを今後も機能させる制度的な保証措置として、モニタリングの実施、公開を援助契約事項とするとともに、契約遵守のインセンティブや違約に対するペナルティの仕組みの導入を検討して、モニタリング結果の非公開を無くす方策を採用すべきである。</p>	<p>GL改定の方向性に関するご意見については、論点「モニタリング結果の公開義務の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p> <p>また、モニタリング結果公開の促進については、3番の回答のとおりです。</p>

75.	<p>■最終報告案② 別添1 p22</p> <p>「保護区内では、事業を原則実施しない」から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否が論点に上がっている。</p> <p>基本的には現状の「保護区内では、事業を原則実施しない」が良いと考える。</p> <p>生息地区分に基づいて判断しようとする場合は、誰がその生息地区分境界をどの様な手続きで何時までに、誰のコスト負担で確定作業を行うのかが新たな問題になる。</p> <p>現状で法的な裏付けを持った保護区は様々な調整を経て境界を確定したものなので、尊重されるべきものとする。</p>	<p>GL改定の方向性に関するご意見については、論点「世銀ESS6 生息地区分及び保護区の定義、リスク管理手法の参照」及び「原則、保護区では事業を実施しない要件から、生息地区分に基づいた事業実施への変更の要否」に基づき包括的検討で議論させていただきます。</p>
米田委員		
76.	<p>・生物圏保存地域のゾーニングについて</p> <p>中間報告でもコメントしましたが、Biosphere Reserve の和訳は生物圏保存地域が良いと思います。(報告書案①2-19に生物圏保護区、2-20に生物圏類区の表記)</p> <p>生物圏保存地域のゾーニングは Core zone, Buffer zone, Transition zone とあり、それぞれ核心地域、緩衝地域、移行地域と訳されることが多いと思います。</p> <p>気になったのは上記2-19において、「移行帯(バッファエリア)」の表記があったことで、緩衝地域と移行地域では目的、規制が異なりますので、No.24及びNo.21の事例がどちらだったのか、再度確認いただければと思います。(報告書案② p.24も同様)</p>	<p>Biosphere Reserve の訳を生物圏保存地域に修正しました。また、No.21 カンボジア国国道5号線改修事業(スレアマアム-バタンバン間及びシソポン-ポイペト間)(第一期)及びNo.24 ベトナム国南北高速道路建設事業(ベンルック-ロンタイン間)のプロジェクト道路が通過するのはどちらも transition zone (移行地域) でしたので、2章2-19, 2-20の記載を修正しました。</p>

以上